



広報かさま お知らせ版

2020

回覧

問い合わせ方法：笠間市役所本所・支所

笠間・友部地区から TEL0296(77)1101またはTEL0296(72)1111

岩間地区から TEL0299(37)6611

■お知らせ

- ①家賃支援補助金の募集をしています
- ②笠間市政治倫理審査会意見書の閲覧を実施します
- ③お出かけにデマンドタクシーをご利用ください
- ④岩間駅周辺をグリーンスローモビリティが運行します
- ⑤特設無料人権相談を開設します
- ⑥元気シニアバンクに登録しませんか
- ⑦旧陸海軍の史料をお持ちですか
- ⑧いこいの家はなさかからのお知らせです

■教養・文化・交流 他

- ⑨健康座談会(メディカルカフェ)
～みんなの相談室～
- ⑩あたまとからだのパワーアップ教室
- ⑪笠間市消費者友の会 講演会
- ⑫糖尿病予防教室
- ⑬A Merry Little Christmas
～ささやかなメリークリスマス～
- ⑭第13回 笠間市文化連盟会員作品展
- ⑮地域交流センターいわま「あたご」
イベントのご案内

■お詫びと訂正

① 家賃支援補助金の募集をしています

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で売上げが減少している法人や個人事業主等の方を対象に、独自の支援策として賃料の一部を補助します。

国の家賃支援給付金との併用はできませんので、内容をご確認のうえ申請してください。

補助対象者 次のすべてに該当する方

- 市内の土地・建物を賃借している中小企業、フリーランスを含む個人事業主等、医療法人、NPO法人、社会福祉法人など幅広く対象とします。
- 令和2年5月～12月の売上高が次のいずれかに該当する方。
 - ・1か月の売上が前年同月比20%以上50%未満減少している。
 - ・連続する3ヶ月の売上合計が前年同期比15%以上20%未満減少している。
- 自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を負担している。

補助対象経費 補助対象者が支払った土地・建物の賃料(消費税を含む)

補助要件 国の家賃支援給付金の対象事業者でない方

補助金額 賃料の3か月分のうち2/3(1,000円未満は切り捨て)

法人:最大60万円 個人事業主:最大30万円

申込期限 令和3年1月15日(金)

申・問 商工課(内線511)



詳しくはこちら